
プロンク議長統合交渉 テキストの分析



Citizens Alliance for Saving

the Atmosphere and the Earth

2001年6月20日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1F

TEL :06-6203-2050 FAX :06-6203-2051

E-mail : casa@netplus.ne.jp

Web : <http://www.netplus.ne.jp/casa/index2.html>

本報告書は、2001年6月18日に公表された「ブロンク議長統合交渉テキスト案」(FCCC/CP/2001/2/Rev.1)の “.OVERVIEW, B～F”(pp.5-13)をもとに6つの交渉テキスト案(同年6月11日)を参照して提案の概要をまとめたものである。そして、同年4月9日付けの「ブロンク議長新提案」及び2000年11月23日付けの「ブロンク議長ノート」と比較し、主な争点については11月23日付けへの各国の意見も盛り込んでいる。

原典

ブロンク議長統合交渉テキスト：“Consolidated negotiating text proposed by the President,”
FCCC/CP/2001/2, FCCC/CP/2001/2/Add.1-6, June 11, 2001

<http://www.unfccc.de/wnew/index.html>

FCCC/CP/2001/2	全体の要約 (FCCC/CP/2001/2/Rev.1 として修正)
FCCC/CP/2001/2/Add.1	途上国問題
FCCC/CP/2001/2/Add.2	京都メカニズム
FCCC/CP/2001/2/Add.3	LULUCF (土地利用、土地利用の変化、林業)
FCCC/CP/2001/2/Add.4	議定書5、7、8条
FCCC/CP/2001/2/Add.5	共同実施活動、国内政策と措置、単一事業の影響
FCCC/CP/2001/2/Add.6	遵守手続・メカニズム

ブロンク議長新提案：“New proposals by the President of COP 6”, April 9, 2001
(4月9日付け) http://www.unfccc.de/sessions/cop6_2/unfccc_np.html

ブロンク議長ノート：“Note by the President of COP 6”, November 23, 2000
(11月23日付け)

各国の意見： “Compilation of Views from Parties on the Informal Note by the
President of COP 6 (dated 23 November 2000),” March 7, 2001
<http://www.unfccc.int/resource/docs/cop6secpart/misc01.pdf>

参考

CASA 「ブロンク議長新提案の分析」2001年4月24日

CASA 「ブロンク議長ノートへの各国意見の比較」2001年4月10日

CASA 「ブロンク議長ノートの各比較」2001年1月31日

(いずれもCASAのホームページより入手可能)

文中の注意事項

- ・ 印は、各国の意見又は解説を示す。
- ・ 「para」は、特にことわりのない場合 FCCC/CP/2001/2/Rev.1 の paragraph を示す。
- ・ []は、特にことわりのない場合、6つの交渉テキスト案からの出所のページ及び paragraph を示す。

1. 資金源(Finance)、技術移転 (Technology Transfer)、適応 (Adaptation)、キャパシテ
ィビルディング (Capacity-Building)、条約 4.8 条及び 4.9 条、議定書 3.14 条 (Article
4.8 and 4.9 of the Convention and Article 3.14 of the Kyoto Protocol)

項目	概要	以前との比較
GEF(Global Environment Facility) para.16(a)(b)		
GEF への指導	<ul style="list-style-type: none"> COP は GEF への指導を継続的に強化する 手法、政策、プロジェクトサイクル、交付の簡素化（効率化）[FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 42, para. 2] プロジェクトは、各国の必要性と優先度（国家主導性）と国家計画での統合（所有権）に基づく [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 42, para. 2] GEF 気候変動重点分野全体にわたって、第 3 段階の適応活動の実施に資金が利用できるよう、資金供与メカニズムを指導する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 40, para. 1 (c)] 	<ul style="list-style-type: none"> 「GEF 気候変動重点分野全体にわたって、第 3 段階の適応活動の実施に資金が利用できるよう、資金供与メカニズムを指導する」が追加 それ以外は 4/9 付けと基本的に同じ 11/23 付けでは、条約基金で記述されていた（ただし、プロジェクトサイクルと交付は記述なし）
適応基金(Adaptation Fund) para.16(c)		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における試験的及び具体的な適応プロジェクトとプログラム [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 5 (a)] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、「非附属書 国での具体的な適応プロジェクト」と記述
事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> 適格な事業は、森林減少の回避、土地劣化及び砂漠化の防止に加えて、とりわけ水資源管理、土地管理、農業、健康、インフラ開発、脆弱なエコシステム、総合的沿岸管理 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 5] 森林減少の回避と土地劣化及び砂漠化の防止については、「アフリカ諸国に対して特別な配慮を望む」とされている [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 5 (b)] 異常気象への対応のためのセンター及び情報ネットワークを設置または強化ほか、発展途上国における気候変動の悪影響に対処する活動について資金的、技術的に支援する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 5 (a) 及び p. 31-33, para. 4] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと基本的に同じ 11/23 付けでは、適格な事業は、森林減少の回避、土地劣化及び砂漠化の防止のみを記述
資金源	<ul style="list-style-type: none"> CDM の収益の一部（CERs の 2%）及び、附属書 国からの拠出を資金源とする [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 6] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けには「附属書 国からの拠出」記述なし
基金の管理	<ul style="list-style-type: none"> 適応基金は、新規の信託基金 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 43, para. 1] COP/MOP（議定書発効までは COP）の指導の下で適応基金理事会が管理する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 43, para. 1 及び 4] 管理主体については、アンブレラは GEF 事務局、G77+China は CDM 執行機関を主張していた 	<ul style="list-style-type: none"> 「GEF 内の」基金であることは明記されず。GEF が、必要な交渉を行うよう要請されるとする [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 7 及び 8] 11/23 付けでは、CDM 執行機関が管理
特別気候変動基金(Special Climate Change Fund) para.16(d)		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 技術移転、キャパシティビルディング、経済多様化へ向けての支援、エネルギー、輸送、産業、森林、廃棄物管理 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 45, para. 11] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、「条約基金」であったが 4/9 付け以降「特別気候変動基金」に名称を変更
資金供与の対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> これらの活動、計画、措置は、GEF 気候変動重点分野に割り当てられる資金及び多国間及び二国間の融資により資金供与される活動、計画、措置に追加的かつ補足的 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 45, para. 12 (a)] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、資金源は、GEF への第三次増資、附属書 国による任意の拠出、初期割当量の x% を基金登録簿へ移転、ODA の 4 つが示されていた

項目	概要	以前との比較
附属書 国による資金の拠出方法	<ul style="list-style-type: none"> 拠出方法は、金銭的拠出及び / 又は、割当量 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 45, para. 12 (b)] 米国は具体的な目標を設定することに反対、アンブレラは拠出方法の記述削除を要求 G77+China は新規かつ追加的な附属書 国による「義務的な拠出」を主張 	
基金の管理	<ul style="list-style-type: none"> 特別気候変動基金は、COP/MOP (議定書発効までは COP) の指導の下で新規の信託基金として設置 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 44, para. 9 及び p. 45, para. 13 (b)] アンブレラは COP/MOP の指導の下で GEF 事務局が管理することを、G77+China は UNEP のような国連専門機関の信託のもとにおくことを要求 	<ul style="list-style-type: none"> 「GEF 内の」基金であることは明記されず。GEF が、必要な取極を行うよう要請されるとする [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 14] 11/23 付けでは、「条約基金」で、新規の GEF のもとに「特別会計 (special window)」を設けるとされていた
後発発展途上国 (Least developed countries : LDCs) para.16(e)		
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> COP が LDCs 向けの独自の作業計画を策定 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 34, para. 15] 国家適応行動計画 (NAPAs) の定める活動の LDCs による実施に GEF により支援を与え、とりわけ NAPAs 策定を支援する専門家の LDCs グループの設置 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 35, para. 18-19] 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、小規模 CDM があつたがこの項目からは削除されている (2. 京都メカニズムの項目の CDM を参照)
資金源	<ul style="list-style-type: none"> GEF が策定する基準にしたがって、GEF が資金を供与する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 35, para. 18] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、記述なし
収益の一部の支払い免除	<ul style="list-style-type: none"> LDCs における CDM 事業は、適応のため収益の一部の支払いが免除される [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 14, para. 12] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付け及び 11/23 付けと同じ
技術移転 para.16(f)		
政府間助言グループの設置	<ul style="list-style-type: none"> SBSTA の下で、技術移転、技術移転に関する科学的及び技術的専門家の政府間助言グループを設置 目的は、技術移転、技術移転に関する情報ニーズと進展の障害を取り除き、条約 4.5 条の実施を促進すること [以上 FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 4, para. 2] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けには以下の点が記述されていた <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域技術情報センター 2) グループの構成では、「衡平な地理的配分に基づいて」
資金源	<ul style="list-style-type: none"> 活動、計画、政策の資金源は、特別気候変動基金、適応基金と GEF の気候変動重点分野 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 4, para. 4] 	<ul style="list-style-type: none"> 資金源として適応基金が追加 あとは 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは記述なし
対応措置の影響 para.16(g)		
議定書 3.14 条	<ul style="list-style-type: none"> 途上国にそのニーズと関心を報告するよう要請 (FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 38, para. 2) 議定書 3.14 条の下で、附属書 国は、31 条の実施が途上国に与える社会的、環境的、経済的悪影響を最小化する行動に関して報告するよう要請。例えば「化石燃料生産への補助金」の削減又は段階的な廃止 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 38, para. 4] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 1) 市場を歪曲する手法としての「石炭補助金」と、「高エネルギー排出媒体」の利用の削減又は段階的廃止と記述されていた 2) 8 条の下での国家通報において、市場経済移行国への柔軟な配慮が削除されている インドは 2) を削除するよう主張
条約 4.8 条及び 4.9 条	<ul style="list-style-type: none"> 条約 4.8 条の下で、附属書 国は、対応措置の影響を十分に考慮し、温室効果ガスの回収や貯蔵を行う化石燃料に関する技術の移転、化石燃料について環境効率性を改善するキャパシティビルディング、経済の多様化を通じてこれに対処することで非附属書 I 国を支援する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 33-34, para. 8 以下] 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に 4/9 付けと同じ 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 1) 附属書 国を附属書 国に変更 2) 「発展途上締約国は、国家通報の指針を効果的に実施しつつ」が削除
気候資金委員会 (Climate Resources Committee) para.16(h)		
ハイレベル委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> COP は国連事務総長に対して、持続可能な発展のための世界サミットに向けて、ハイレベル気候資金 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、該当する記述はない

項目	概要	以前との比較
	委員会の設置を勧告する[FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 48]	が、COP7 で気候資金委員会の設置を決定するとされていた
委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の役割は、資金のニーズと利用可能性の監視、資金の配分に関する助言、合意された資金供与目標が達成されたかどうかの決定、必要な場合の追加的資金集め、気候変動関連への拠出の審査基準の策定、既存の資金のルートと制度による検討のための政策的結論の作成が含まれる [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 48] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、気候変動向け資金供与の拡充、主流化、モニタリングと評価が挙げられ、曖昧であった
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> 委員のメンバーは、10 人をこえず、COP 議長、財政・開発協力・環境関連の大臣又は上級官僚を含む。多数国間銀行と民間セクターのトップレベルの代表者がオブザーヴァーとして参加を要請されうる [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 48] 	<ul style="list-style-type: none"> 多数国間銀行と民間セクターからの代表者はオブザーヴァーとしての参加とし、10 人未満とメンバーを限定 それ以外は 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは記述なし
資金レベル(Resource levels) para.16(i), para.17		
附属書 I 国による資金の供与	<ul style="list-style-type: none"> 非附属書 国における気候変動活動のための新規で追加的な資金を贈与又は緩和された条件で附属書 I 国が供与 G77+China などの途上国は、贈与又は譲渡ベースを主張 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的にテキストには登場していないが全体としてその趣旨と理解される 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは記述なし
資金の拠出目標の決定	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ速やかにかつ 2005 年までに全体で年間 10 億米ドルの拠出を目標 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (a)] アンブレラは約束期間全体で 10 億米ドルを主張していたが、EU や G77+China の意見が採用された適応に利用される資金が、(単年ではなく)複数年で資金全体の約半分を占める [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (f)] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、2005 年までに 10 億米ドルに達しない場合に JI と ET へ課徴金を課すとされていたが、削除されている アンブレラは課徴金に反対 G77+China は 2000 ~ 2005 年の年間平均で 10 億ドルに満たない場合、不足分を JI と ET に課徴金を課すべきと主張
CO ₂ 排出量に基づく拠出	<ul style="list-style-type: none"> 附属書 国の 1990 年の CO₂ 排出量に基づいて、目標数値を決定 附属書 国は 1990 年の CO₂ 排出割合で、市場経済移行国は同割合の 50% の割合で拠出 (米国 39.8%、日本 9.1%、ロシア 9.6% を拠出) [以上 FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (b)] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けには、市場経済移行国の項目は記述なし 11/23 付けでは、記述なし
資金目標の対象に含まれる資金フロー	<ul style="list-style-type: none"> 資金目標の計算には、以下を含む 気候変動重点分野に割り当てられる GEF への拠出 特別気候変動基金への拠出 気候変動活動に関する二国間又は多国間の資金供与 (現在の資金レベルに対する資金の追加性を確保) [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (a)]	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、「適応基金と条約基金に加えて、締約国は他のチャンネルを通じて気候変動向け資金供与の資金を増大させる」と記述され、曖昧だった
CDM の収益の一部と公的資金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 資金の計算には、CDM の収益の一部と CDM 事業への公的資金の供与を含めない [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (c)(d)] AOSIS などの途上国はこれを主張 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは記述なし
資金の流れの報告	<ul style="list-style-type: none"> 附属書 II 国は COP に対して、資金の流れを国家通報で報告する [FCCC/CP/2001/2/Add.4, p. 21, para. 29-30] 	<ul style="list-style-type: none"> FCCC/CP/2001/2, para. 16 (i)(iv) では、「附属書 I 国」が通報で報告することになっているが、交渉テキスト案では「附属書 II 国」が通報で報告することになっている。 4/9 付けでは、「附属書 I 国が報告」となっている 11/23 付けでは記述なし
COP の役割	<ul style="list-style-type: none"> 気候資金委員会からの助言に基づいて、COP は CDM の収益の一部から発生する資金を考慮しつ 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けでは、COP は、特別気候変動基金と GEF が対象とする個別の分野

項目	概要	以前との比較
	つ、適応基金への割合と全資金量を再検討する [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (g)] ・ COP は、特別気候変動基金を管理する理事会と適応基金理事会に指導を与える。COP/MOP が双方の基金の政策計画の優先順位や適格性規準を決定 [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 43, para. 4 及び 10]	への基金の配分について指導を与える とされていたのを除くと、4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし
拠出目標の負担分未払いの場合の措置	・ 拠出の目標の負担分を支払わない締約国は、新機関の委員となる資格を得ることができない [FCCC/CP/2001/2/Add.1, p. 46, para. 15 (e)]	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし

2. 京都メカニズム (Mechanisms)

項目	概要	以前との比較
原則(Principles) para.20(a)		
条約との関係	・ メカニズムの利用に際して、締約国は条約第 2 条 (目的) と第 3 条 (原則) で指導される [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, 前文] 第 2 条には「究極の目的」、第 3 条には「共通だが差異ある責任」「気候変動の悪影響への配慮」「予防措置」「科学的な不確実性を理由に対策を延期しない」「途上国の持続可能な発展」等が規定されている	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、Fungibility で記述されていた
補完性(Supplementarity) para.20(a)(i)		
環境の保全 (環境十全性)	・ 環境の保全 (環境十全性) は、メカニズムの適正な方法、規則、及び指針、LULUCF 活動を規律する厳格な原則と規則、強力な遵守レジームによって達成 [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, 前文]	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし
政策と措置	・ 附属書 I 国は、国の状況に応じて、かつ、先進締約国と発展途上締約国との一人当たり排出量の不平等を少なくするために、政策と措置を実施及び又は策定 [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 2] インドは、一人当たり排出量の不平等性の解消を主張している	・ 4/9 付けと基本的に同じ ・ 11/23 付けでは記述なし
補完性の基準	・ 附属書 国は 1990 年以降、主に (chiefly) 国内措置によって、排出抑制削減義務を達成 [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 1] 米国と豪州とロシアは significant、G77+China は JI・CDM・ET の利用は割当量の 9% を上限とすべきと主張していた	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、「主に (primarily)」とされていたが、より定性的な表現に変更されている
情報の提出と審査	・ 附属書 I 国に、補完性及び政策と措置に関する定性的及び定量的な情報を 7 条にしたがって 8 条のもとでレビューのために提出するよう要求 [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 3] ・ 遵守委員会の促進部に補完性及び政策と措置に関する実施上の問題を取り扱うよう要求 [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 4]	・ 4/9 付けでは、促進部が補完性の規定の履行確保について助言するという一文が本文から削除され、趣旨説明の部分に「補完性についての履行上の問題については、促進部の権限となることが明記されうる」と書かれていた ・ 11/23 付けでは、補完性の遵守について国家通報で報告される定性的及び定量的な情報をに基づいて遵守委員会の促進部により評価される、となっていた
EU バブル	・ メカニズムの利用の規定は、4 条のもとで行動する締約国に個別に適用すべき	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし

項目	概要	以前との比較
	アンブレラはバブルについて、環境保全の観点から詳細に検討する必要があると主張した	
補完性に関する最初の報告	・ 特に記述なし（したがって、議定書発効後かつ 7.4 条の定める指針の採択後、条約に基づいて提出される最初の国家通報からということになる（7.2 条））	・ 11/23 付けでは、最初の評価は、2005 年までの附属書 国の第 4 回国家通報で報告される、と記述されていた
3.1 条を遵守するための CERs、ERUs、AAUs の利用 para.20(a)(ii)		
CERs、ERUs、AAUs の利用	・ CERs、ERUs、AAUs は 3.1 条の排出抑制削減義務を達成するために利用してもよい [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 6]	・ 11/23 付け及び 4/9 付けと同じ
CERs の第 2 約束期間へのバンキング	・ CERs は第 2 約束期間での排出抑制削減義務を達成するためにバンキングしてもよい [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 6] アンブレラは、クレジットのバンキングを認めるように主張 ・ 次期以降の約束期間の排出抑制削減義務の決定に影響を与えうる、附属書 I 国の排出の権利、権原または利益・権利をうける資格を作り出さない [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, 前文]	・ 4/9 付けと基本的に同じ。趣旨説明で「第 2 約束期間への CERs の過剰なバンキングについていくつの国が表明している懸念は、第 2 約束期間に関する交渉で適切に扱われうる」と記述されていた ・ 11/23 付けでは記述なし
交換可能性（ファンジビリティ）	・ CERs、ERUs、AAUs は排出抑制削減義務を変更することなく割当量から足し引きされうる [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, para. 6] アンブレラは 3 つのクレジットの交換可能性を主張し、途上国はこれに反対していた	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、ERUs と PAA（AAUs と同じ）は割当量から足し引きが可能とされ、「排出及び削減目標の変更なし」について記述されていない。CERs は「排出及び抑制目標を変更することなく」割当量に追加されうるとされた ・ また、ERUs と AAUs の交換可能性を認める記述があった
第 2 約束期間の扱い	・ （記述なし。遵守制度・手続の項目参照）	・ 4/9 付けでは、趣旨説明で、第 2 約束期間に関する議論は 2005 年から開始して 2008 年までに結論を出すようになっていた ・ 11/23 付けでは、第 1 約束期間開始までに第 2 約束期間の削減義務を採択することは、遵守の項目に記述されていた。
適格性(Eligibility) para.20(b)		
方法に関する条件・報告の条件	・ メカニズムに参加する附属書 国は、5.1 条（排出 / 吸収源による除去の推計の国内制度）5.2 条（推計方法の調整）7.1 条（年次報告情報）7.4 条（情報送付の指針と割当量のアカウントの方式）のもとで、方法に関する条件と報告条件を満たす [FCCC/CP/2001/2/Add.2 の 6 条実施指針 p.9-10, para. 16 及び 17, CDM の方式と手続の指針 p. 23, para. 30 及び 31、排出量取引の方式、規則、指針 p. 40-41, para. 2 及び 3]	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし
遵守委員会履行強制部による取り扱い	・ 遵守委員会（履行強制部）が適格性要件について審査を行う ・ 条件を満たしていることを示す報告書について 16 ヶ月以内に何の決定もなされない場合、締約国は参加の適格性を有する[以上 FCCC/CP/2001/2/Add.2 の 6 条実施指針 p. 10, para. 17, CDM の方式と手続の指針 p. 23, para. 31、排出量取引の方式、規則、指針 p. 41, para. 3]	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、適格性要件が履行強制部の対象となることは、遵守の項目に記述されていた
遵守に関する合意（協定）への同意	・ 京都議定書を補完する遵守に関する合意（協定）に同意した締約国のみが、メカニズムの利用で生じるクレジットを遵守のために利用する権利が付与さ	・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし

項目	概要	以前との比較
<p>れる[FCCC/CP/2001/2/Add.2 の6条実施指針 p. 9, para. 16 (b)、CDM の方式と手続の指針 p. 23, para. 30(b)、排出量取引の方式、規則、指針 p. 40, para. 2 (b)]</p>	<p>・ 排出量取引と(適格性要件を満たすことにより削減の検証を行う)共同実施については、附属書I国は適格性要件を満たす場合のみ AAUs または ERUs の発行、移転、獲得ができる。CDM 及び(事業受入国が適格性要件を満たしておらず検証手続を行う)共同実施については、附属書I国は、約束を履行するために CERs 及び ERUs を発行、利用する際に、適格性要件を満たしていなければならない [FCCC/CP/2001/2/Add.2 の6条実施指針 p.9-10, para. 16 及び 19, CDM の方式と手続の指針 p. 23, para. 30、排出量取引の方式、規則、指針 p. 40, para. 2]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし</p>
<p>議定書6条関連(共同実施) (Issues related to Article 6 of the Protocol) para.20(c)</p>		
<p>適格性条件</p>	<p>・ 5.1 条(排出/吸収源による除去の推計の国内制度) 5.2 条(推計方法の調整) 7.1 条(年次報告情報) 7.4 条(情報送付の指針と割当量のアカウントティングの方式)、国家登録簿制度の保持という適格性条件を満たせば、6条事業からの削減は、事業受入国により検証される ・ 事業受入国が適格性条件を満たさない場合、事業の検証は、6条監督委員会のもとでの検証手続を通じて行う[以上 FCCC/CP/2001/2/Add.2 の6条実施指針 p. 10, para. 18 及び 19]</p>	<p>・ 4/9 付けでは、事業受入国が適格性条件を満たさない場合、CDM に類する手続がとられるとされていた。他は同じ ・ 11/23 付けでは、報告の条件を満たせば、検証に関する厳格な手続は必要ない、とされていた</p>
<p>原子力関連施設</p>	<p>・ 附属書 国は、ERUs を生じさせるために原子力関連施設を利用することを慎む (refrain) [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, 前文]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし スウェーデン、ポーランド、スイス、AOSIS がこれを盛り込むように主張していた</p>
<p>議定書12条関連(CDM) (Issues related to Article 12 of the Protocol) para.20(d)</p>		
<p>事業の判断</p>	<p>・ 「非附属書 国」は、事業活動が国家戦略及び又は持続可能な発展に基づく優先度に適合するか判断する[FCCC/CP/2001/2/Add.2, CDM の方式と手続の指針 p. 25., para. 38 (e) など]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、「各締約国」とされていた AOSIS とインドは「ホストの途上国」を主張</p>
<p>原子力関連施設</p>	<p>・ 附属書 国は、CERs を生じさせるために原子力関連施設を利用することを慎む (refrain) [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 4, draft decision -/CMP.1, 前文] スウェーデン、ポーランド、スイス、AOSIS は支持。アンブレラ、インドは削除を主張、G77+China はグループ内での合意なし。</p>	<p>・ 11/23 付け及び 4/9 付けと同じ</p>
<p>ODA</p>	<p>・ CDM への公的資金を ODA の流用としない [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 13, draft decision -/CP.6, 前文]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは記述なし</p>
<p>小規模事業</p>	<p>・ 小規模事業への簡略手続の適用。15MW 以下の再生可能エネルギー事業、5 MW 以下の省エネルギー事業を対象とする。執行機関は、手続について再検討し、COP/MOP に対して勧告できる [FCCC/CP/2001/2/Add.2, p.14, draft decision -/CP.6, para. 7 (c) 及び p. 18, para. 5 (d)]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、具体的な数字が示されていない</p>
<p>プロンプトスタート</p>	<p>・ 執行機関の選出は COP7 で行い、CDM を速やかに開始する[FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 14, draft decision -/CP.6, para. 1 及び 4]</p>	<p>・ 4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けでは、選出次期を次回の SB (SB14) としていた</p>

項目	概要	以前との比較
CDM のもとでの LULUCF 活動 para.20(e)		
CDM のもとでの LULUCF 活動	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 約束期間については新規植林、再植林のみが適格性をもつ。LULUCF で定める原則にしたがい、方式は SBSTA で作成し、COP8 で決定する。[FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 15, para. 7 及び 8] EU と AOSIS は、少なくとも第 1 約束期間で LULUCF 活動を CDM に認めることに反対 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、「COP8 まで」という具体的な予定が示されなかった
議定書 17 条関連(排出量取引) (Issues related to Article 17 of the Protocol) para.20(f)		
約束期間リザーブ	<ul style="list-style-type: none"> 国家登録簿に保持される約束期間リザーブは、次の水準のうちで低い方を下回ってはいけない 3.7 条と 3.8 条に基づいて計算された割当量の 90% 審査された最新の目録の 5 倍 ERUs、CERs 及び/または AAUs の全保持量が要求される約束期間リザーブを下回る場合移転をしてはならない[FCCC/CP/2001/2/Add.2, p. 41, para. 6 及び 7] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと基本的に同じ 11/23 付けでは以下の点が異なる については「70%」とされていた 豪州は 60%、スウェーデン・スイス・AOSIS は 98% を主張していた については、「予測される、又は最近の排出量に基づいて決定される分量」とされていた

3. 土地利用、土地利用の変化、林業 (LULUCF)

項目	概要	以前との比較
LULUCF を取り扱う際の原則(Guiding Principles for treatment of LULUCF activities under the Kyoto Protocol) para. 23(b)		
	<ul style="list-style-type: none"> COP/MOP はシンクについて以下の決定をする 十分な科学に基づいた決定をすること 時間軸に対する一貫性を確保すること シンクの計算は 3.1 条の目的を変えないこと 単なる炭素蓄積の存在を排除すること 生物多様性と持続可能性への貢献があること IPCC good practice で計算すること 不確実性のあるものについては以下の計算方法を適用すること [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p.3-4, Draft decision -/CMP.1, para. 1-7] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けは原則としての記述だった。 10 の原則 <ol style="list-style-type: none"> 十分な科学に基づいた決定 信頼できる国家システム 専門家レビューに基づくクレジット 時間軸に対する一貫性 京都議定書の有効性の確保 計測責任の継続 単なる炭素蓄積の存在の排除 生物多様性と持続可能性への貢献 1990 年以降の直接的人為的影響のみ IPCC good practice の適用
3.3 条関係 para.23(a)		
森林の定義	<ul style="list-style-type: none"> FAO の定義方法を用いる。森林の定義に関する数値は、以下の範囲で締約国ごとに選ぶ。 最低樹冠率：10-30% 最低面積：0.05-1 ヘクタール 最低樹高：2-5 メートル 将来の約束期間において、生態系に応じた定義の方法を適用することを SBSTA が検討する [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 5, para. 1 (a) 及び p. 6, para. 2-5] 	<ul style="list-style-type: none"> 11/23 付けでは記述されていたが、49 付けには記述なし
植林、再植林、森林減少の定義	<ul style="list-style-type: none"> IPCC の定義方法を用いる [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 5, para. 1 (b)(c) (d)] 	<ul style="list-style-type: none"> 11/23 付けでは記述されていたが、49 付けには記述なし
3.4 条関係(Article 3.4 of the Protocol) para.23(c)(d)(e)(g)		
第 1 約束期間に適格性のある活動	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理、耕作地管理、牧草地管理、植生回復 [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 5, para. 1 (a) 及び p. 6, para. 6] (森林や植生の) 劣化 (荒廃) 植生喪失 (森林減少に対応するもの) を第 1 約束期間に含めるための検討を IPCC、SBSTA で行って COP10 で決定する [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p.2, Draft decision 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 「森林管理、耕作地管理、牧草地管理を広く定義された土地管理活動、植生回復を狭く定義された活動」としていた 劣化と植生喪失を第 1 約束期間に含

項目	概要	以前との比較
	-/CP.6, para. 1 (a)]	めようとする内容が加わった G77+China と AOSIS は、3.4 条の追加的活動を第 1 約束期間へ適用することに反対
アカウント方法 < 第 1 段階 > < 第 2 段階 > < 第 3 段階 >	<ul style="list-style-type: none"> • 3.3 条のデビット量まで、1990 年以降の全管理森林によるクレジットを 100%認める。ただし、上限を年間 8.2MtC とする[FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 7, para. 8] • 第 1 段階を超える森林管理のクレジットに対して 85%割引する • 第 1 約束期間においては、下記の条件を満たす締約国は、13MtC/y を上限として、上記の割引を差し控えて (refrain) もよい。 GDP あたりの一次エネルギー供給が 0.16 より小さい 国土の半分以上が森林に覆われている 人口密度が 300 人/km²を越える [以上 FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 7, para. 9 及び 10] • その他の活動についてはネットネットの計算方法を適用する。すなわち、 (約束期間の炭素蓄積変化) - (1990 年の炭素蓄積変化) × 5 [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 7, para. 11] 	<ul style="list-style-type: none"> • 4/9 付けと同じ • 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 1) 年間か約束期間かが不明であったが、「年間」8.2MtC となった アンブレラは「年間」8.2MtC を主張 • 85%割引については、11/23、4/9 付けと同じ EU は「97%」を主張 • 「割引を行わなくてもよい」とする日本についての特例措置が挿入された
第 2 約束期間以降	<ul style="list-style-type: none"> • IPCC に、可能なら「1990 年以降の」「直接的人為的」影響を計算する現実的な方法を開発し、COP10 に提出するよう要請する[FCCC/CP/2001/2/Add.3, p.3, Draft decision -/CP.6, para. 3 (d)] 	<ul style="list-style-type: none"> • 4/9 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 1) 時間的要求が「2004 年の終わり」から「COP10」となり、「可能なら」の文言が入った 2) 「SBSTA と COP は IPCC の作業結果を将来の約束期間のルールとして完成させ、第 2 約束期間の交渉の一部として決定する」との文言があった。 • 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 1) 「定期的な方法をレビューする」が「2004 年までに完成させる」に変更されている 2) 「第 2 約束期間の目標を決定する前に、適格性のある活動のリストをルールとともにレビューする」と記述されていた
クレジットの制限(Boundary condition for LULUCF accounting for the first Commitment Period) para.23(f)		
	<ul style="list-style-type: none"> • 第 1 約束期間においては、以下の 3 つの合計が、 3.4 条の第 2 段階、第 3 段階のクレジット JI の ERUs CDM の CERs (a) 削減目標を持つ国は、削減目標の半分を超えてはならない。 (b) 抑制目標を持つ国は、基準排出量を 5 倍した量の 2.5%を超えてはならない。 [FCCC/CP/2001/2/Add.3, p. 8, para. 18 及び 19] 	<ul style="list-style-type: none"> • 4/9 付けと同じ。 • 11/23 付けでは「3.4 条全体のクレジットが 3%を超えてはいけない」となっていた。また、このクレジットの中には、3.3 条の帳消し分が含まれていた。

4. 遵守制度 (Compliance) (注) Art... は、遵守手続・メカニズム協定案の条数

項目	概要	以前との比較
権限と役割(Mandates and roles) para. 26(b)		
権限と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行強制部は、3.1 条、5.1 条、5.2 条、7.1 条、7.4 条のもとでの義務と、6 条、12 条、17 条のもとでの適格性要件を対象[Art. 4.5 及び 4.6] ・ 促進部の適用対象については明記せず(すべての義務を対象とすることを前提とするものと理解される) [Art. 4] ・ 市場経済移行国には、議定書 3.6 条にしたがって、COP/MOP により柔軟性が認められる[Art. 3.11] ・ 上訴手続なし[FCCC/CP/2001/2, para. 26(b)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/9 付けが、促進部の権限について、「他のすべての義務を対象」としていたことを除けば、4/9 付けと同じ ・ 11/23 付けは以下の内容であった。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 履行強制部の権限は、3.1 条と、6 条、12 条、17 条のもとでの適格性要件のみであった(5.1 条、5.2 条、7.1 条、7.4 条は権限対象外であった) 2) 促進部の権限は、履行強制部の権限対象とならないすべての義務という点で同じ 3) 「促進部は、京都議定書を実施し、締約国が議定書の約束を促進するのに助言し、便宜を与える責任を負う」という記述があった 4) 上訴手続なし、については同じ
履行強制部が適用する不遵守の帰結(Consequences of non-compliance to be applied by the enforcement branch) para. 26(a)		
3.1 条 (削減義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締約国の排出量が当該約束期間の削減義務を超過する場合[Art. 14.5] 以下に相当する排出許容量のトン数を、次期約束期間の割当量から差し引く <ol style="list-style-type: none"> (a) 割当量を 1%未満超過：超過排出量のトン数の 1.1 倍 (b) 割当量を 1%以上 8%未満超過：超過排出量のトン数の 1.5 倍 (c) 割当量を 8%以上超過：超過排出量のトン数の 2.0 倍 削減義務を満たしていると履行強制部が認めるまで、17 条のもとで割当量の移転の適格性を停止 審査と評価のために、国内措置を優先する、遵守行動計画を作成・提出する義務 遵守行動計画の内容と手続を定める[Art. 14.6 及び 14.7] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4/9 付けと基本的に同じ ・ 11/23 付けは以下の内容であった ・ 3.1 条の不遵守の帰結について <ol style="list-style-type: none"> 1) 次期約束期間からの超過分の差し引きについては、超過排出量の程度にかかわらず、一律 1.5 のペナルティ率が適用されることとなっていた。次期約束期間においても遵守していない締約国には、ペナルティ率が 0.25 増加することになっていた 2) トンの移転の適格性の停止については、3.1 条不遵守の帰結として記述はなかった 3) 遵守行動計画については、履行強制部の「承認」のために提出するとなっていた。また、「国内措置を優先する」という文言はなかった ペナルティ率について、豪州 1.0 倍、日本 1.1 倍、米加 1.3 倍。G77+China は 2 倍とし超過分は 0.5 倍を割増し。EU は 2 倍と次の約束期間後も不遵守の場合はさらに 4 倍まで増大を主張 アンブレラは、「履行強制部の承認」を削除するように主張
5.1 条、5.2 条、7.1 条、7.4 条 (方法に関する条件と報告の条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不遵守の宣言[Art. 141 (a)] ・ 審査と評価のために、計画を作成・提出する義務 [Art. 141 (b)] ・ 計画の内容と手続を定める[Art. 14.2 及び 14.3] ・ 履行強制部は不遵守の原因、種類、程度、頻度を考慮[Art. 14.1] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7.4 条について、遵守手続・メカニズム協定の条文では、適格性要件の一つとはなっているが、方法に関する条件と報告の条件からははずれているように理解される[Art. 14.1]。他方、FCCC/CP/2001/2, para. 26 (b) からは、7.4 条も方法の条件と報告の条件に含まれているように理解される ・ 4/9 付けでは、「不遵守の宣言」は帰結とされていなかった ・ 11/23 付けでは、5.1 条、5.2 条、7.1 条、7.4 条の不遵守の帰結については記述なし

項目	概要	以前との比較
(適格性要件に基づく)6条、12条、17条	<ul style="list-style-type: none"> 6条、12条、17条のもとでの適格性要件を満たしていると履行強制部が認めるまで、ERUs、CERs、AAUsの移転及び/または獲得を停止[Art. 14.4 ならびに FCCC/CP/2001/2/Add.2 の6条実施指針 p. 9-10, para. 16 及び 17、CDM の方式と手続の指針 p.23, para. 30 及び 31、排出量取引の方式、規則、指針 p. 40-41, para. 2 及び 3] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと基本的に同じ 11/23 付けでは、(適格性要件に基づく)6条、12条、17条の不遵守の帰結については記述がなし
第2約束期間の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 附属書I国の第2約束期間の約束は、2008年1月1日までに採択[Draft decision -/CMP.1, para. 1 (b)] 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、第1約束期間開始前に採択というのは同じ。「附属書I国の」という文言はなし 2005年末までに第2約束期間の約束の検討を開始することは、議定書の3.9条に規定されている
遵守制度採択の根拠(Basis of adoption) para. 20(b), para. 26 及び Draft decision -/CP.6, para. 1,		
遵守制度採択の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書を補完する公式の合意(協定)の採択 [Draft decision -/CP.6] 遵守に関する合意(協定)に同意した締約国のみが、遵守のためにメカニズムから生じるクレジットを利用する権利がある[FCCC/CP/2001/2, para. 20 (b) ならびに FCCC/CP/2001/2/Add.2 の6条実施指針 p. 9-10, para. 16 及び 17、CDM の方式と手続の指針 p.23, para. 30 及び 31、排出量取引の方式、規則、指針 p. 40-41, para. 2 及び 3] 	<ul style="list-style-type: none"> 11/23 付けも 4/9 付けも基本的に同じ
今回では削除又は移動された事項		
政策と措置	<ul style="list-style-type: none"> 記述なし 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の記述があった 1) 政策と措置に関する情報交換の継続 2) 3.2条の「明白な進展(demonstrable progress)」の意味と報告の指針について COP7 で検討
附属書I国と非附属書I国との差異化	<ul style="list-style-type: none"> 記述なし 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の記述があった 1) 履行強制部の権限は、附属書I国の義務に限定 2) CDM 事業への参加について、非附属書I国には適格性要件はない 3) 促進部による帰結には締約国間での差異はない
COP/MOP と遵守委員会の関係	(5. 新組織の体制の項目参照)	(5. 新組織の体制の項目参照)
遵守委員会の構成	(5. 新組織の体制の項目参照)	(5. 新組織の体制の項目参照)

5. 新機関の体制 (Governance of new bodies)

項目	概要	以前との比較
委員の構成・選出 para.28		
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> COP 又は COP/MOP により、10名で構成する (CDM 執行機関、6条監督委員会、適応基金理事会、遵守委員会促進部、遵守委員会履行強制部、技術移転に関する科学的及び技術的専門家の政府間助言グループ) 	<ul style="list-style-type: none"> 6条監督委員会が新機関に加わった以外は、4/9 付けと同じ 11/23 付けでは以下の点が異なる 1) CDM 執行機関は国連の地域別グループと AOSIS から 16名、遵守委員会促進部と履行強制部は同じく 11名 2) 他の委員会の構成については記述なし
委員の選出方法	<ul style="list-style-type: none"> 次の3つから 10名を選出する 5つの国連地域グループから 1名と AOSIS から 1名 (計 6名) 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、とのグループ別からの選出は記述なし

項目	概要	以前との比較
	附属書 国から 2 名 非附属書 国から 2 名 途上国は、衡平性の観点から地理的な配分を主張、アンブレラは、附属書 I 国と非附属書 I 国という 2 つのグループを単位に選出することを主張	
委員選出の原則	<ul style="list-style-type: none"> 委員と議長はローテーションの原則で選出 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは記述なし
議決方法 para.29		
議決方法	<ul style="list-style-type: none"> コンセンサスによる決定 コンセンサスにいたらない場合には、4分の3の多数決で決定（履行強制部ではこれに加えて、附属書 国と非附属書 国がそれぞれ多数決を占めることが必要） 履行強制部では二重の多数決が導入されており、附属書 国に拒否権に等しい権利を与えている。オゾン層保護条約、モントリオール議定書をはじめ、生物多様性条約、バーゼル条約など多数国間環境条約の場合、条約機関の意思決定のルールは、コンセンサスによる決定を原則とし、コンセンサスにいたらない場合には3分の2の多数決による決定である。4分の3の多数決は条約の改正の場合のルールであり、ここでの議決方法はこれまでの多数国間環境条約に比べて厳しいと見ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けとは以下の点で異なる <ol style="list-style-type: none"> 履行強制部の議決方法は左に同じ 促進部の議決方法は4分の3の多数決だけで二重多数決を用いていない 他の委員会については議決方法の記述なし
指導 para.30		
指導(guidance)	<ul style="list-style-type: none"> COPまたはCOP/MOPによる指導が一般的な性質のものにとどまり、個別の事案について指導するものではない 	<ul style="list-style-type: none"> 11/23 付け及び4/9 付けと同じ EUを含む先進国は、ブロンク議長ノート及びブロンク新提案に書かれているように、COPまたはCOP/MOPの指導を一般的な性格にとどまるとするのに対して、途上国は、できるだけ広範に(できるだけ細かなことまで)COPまたはCOP/MOPが指導することを主張
事務局 para.31		
条約事務局による補佐	<ul style="list-style-type: none"> 全ての機関は気候変動枠組条約事務局が補佐(service)（ただし、適応基金理事会は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 4/9 付けと同じ 11/23 付けでは、適応基金では、国連の実施機関が実施、CDM 執行機関が基金を管理等とされていた

表 3条 3項及び 3条 4項で見込まれる吸収源のクレジット(試算)

	前回(4月9日付)		今回(6月18日付)	
	Mt C/yr	基準年比	Mt C/yr	基準年比
Australia	3.36	2.5%	3.36	2.5%
Austria	0.74	3.5%	0.74	3.5%
Belgium	0.03	0.1%	0.03	0.1%
Bulgaria	0.37	0.9%	0.37	0.9%
Canada	4.99	3.0%	4.99	3.0%
Czech Republic	0.32	0.6%	0.32	0.6%
Denmark	0.14	0.7%	0.14	0.7%
Estonia	0.1	0.9%	0.10	0.9%
Finland	0.79	3.9%	0.79	3.9%
France	1.25	0.8%	1.25	0.8%
Germany	2.08	0.6%	2.08	0.6%
Greece	0.03	0.1%	0.03	0.1%
Hungary	0.29	1.0%	0.29	1.0%
Iceland	0.04	5.9%	0.04	5.9%
Ireland	0.96	6.6%	0.96	6.6%
Italy	0.58	0.4%	0.58	0.4%
Japan	1.88	0.6%	10.04	3.0%
Latvia	0.38	3.9%	0.38	3.9%
Liechtenstein	0	0.0%	0.00	0.0%
Lithuania	0.28	2.0%	0.28	2.0%
Luxembourg	0	0.0%	0.00	0.0%
Monaco	0	0.0%	0.00	0.0%
Netherlands	0.26	0.4%	0.26	0.4%
New Zealand	8.13	40.9%	8.13	40.9%
Norway	0.37	2.6%	0.37	2.6%
Poland	0.82	0.5%	0.82	0.5%
Portugal	0.08	0.4%	0.08	0.4%
Romania	1.1	1.5%	1.10	1.5%
Russian Federation	20.66	2.5%	20.66	2.5%
Slovakia	0.5	2.4%	0.50	2.4%
Slovenia	0.21	4.0%	0.21	4.0%
Spain	0.45	0.5%	0.45	0.5%
Sweden	0.77	4.0%	0.77	4.0%
Switzerland	0.11	0.7%	0.11	0.7%
Ukraine	1.11	0.4%	1.11	0.4%
United Kingdom	0.93	0.4%	0.93	0.4%
United States of America	52.38	3.2%	52.38	3.2%
Total	106.49	2.1%	114.65	2.3%

注) J I 及び C D M で見込まれる吸収源のクレジットは含まない。